

その他の要望項目

I. 企業年金保険関係

◎ 確定給付企業年金制度において、現行のとおり拠出限度額を設定しないこと

現在、老後の所得確保に向けた支援を公平かつ分かりやすくする観点等から、確定給付企業年金制度を含めた拠出限度額の在り方について、社会保障審議会企業年金・個人年金部会において、引き続きの検討課題とされています。

確定給付企業年金制度は、現在拠出限度額が設けられておらず、労使合意を前提に退職給付制度として広く活用されており、自由な制度設計を妨げないことが制度の普及・推進および高齢期の所得確保にもつながるものと考えます。

また、拠出限度額の水準次第ではありますが、拠出限度額を超えて拠出している確定給付企業年金制度の加入者は、拠出が抑制され、それに伴って給付水準が減少することが懸念されます。

なお、例えば、給付水準が減少しないように、退職一時金制度に移行した場合には、結果的に従業員を受給権保護が後退する可能性も考えられます。

そのため、確定給付企業年金制度において現行のとおり拠出限度額を設定しないことを要望します。

◎ 確定給付企業年金制度における中途引出し（脱退一時金）の在り方の検討にあたって、現行のとおり中途引出しを認めること

現在、高齢期の所得確保を図る観点等から、確定給付企業年金制度を含めた中途引出しの在り方について、社会保障審議会企業年金・個人年金部会において、引き続きの検討課題とされています。

確定給付企業年金制度は、高齢期の所得確保のみならず、退職給付制度として広く活用されているため、中途引出し（中途退職時の給付）は、企業の退職給付制度の設計上必要不可欠であるとともに、従業員にとっても中途退職時の所得確保として重要な役割を担っています。

それを制限すると、企業が確定給付企業年金制度を退職一時金制度に移行するなどにより、結果的に従業員の受給権保護が後退する可能性があるものと考えられます。

そのため、中途退職時の所得確保の観点および受給権保護の観点から、確定給付企業年金制度においては現行のとおり中途引出しを認めることを要望します。

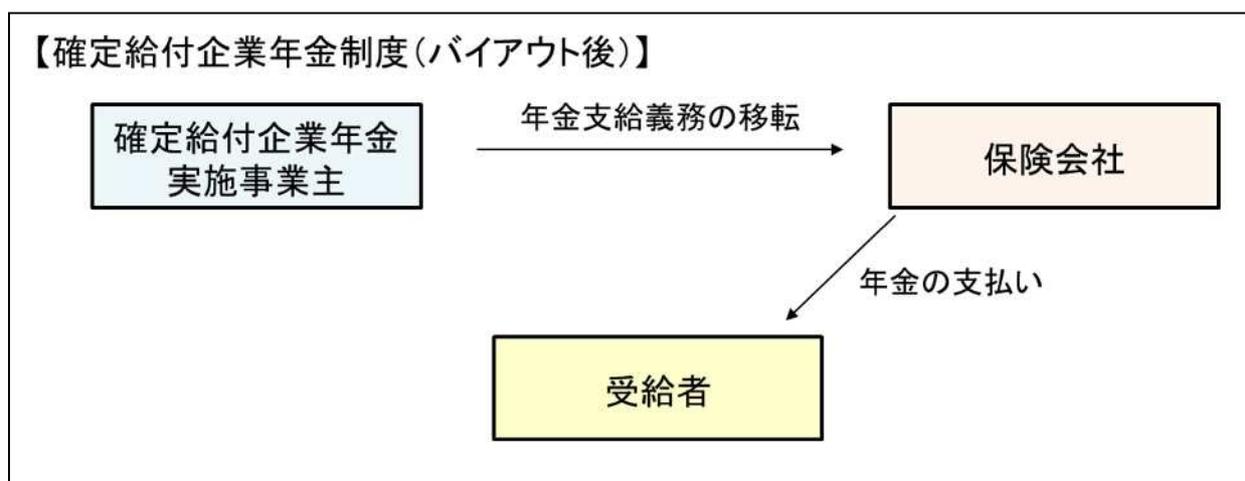
◎ 確定給付企業年金制度について、欧米における閉鎖型DBのバイアウト等のように、企業の年金支給義務を移転させる仕組みを導入するための措置を講ずること

確定給付企業年金制度では、将来的に「年金での受給の増加によるリスクの増大」、「長期金利（割引率）の低下による退職給付債務の増大」等により事業主の維持コストや負債が増大する可能性があります。年金の資産と債務の全部または一部を保険会社などの第三者に移転するバイアウト等を活用することで、将来リスクが顕在化した際に事業主が被る当該コストや負債の増大の影響を消滅・削減させることが可能となります。

また、事業主が終身年金受取や有期年金受取を採用した確定給付企業年金制度を有し続けることが困難となった場合であっても、バイアウト等を活用してリスクオフを行うことが可能となれば、加入者（受給者）は年金受取が維持されることが期待できます。

上記を踏まえ、バイアウト等のように企業の年金支給義務を移転させる仕組みを導入できるようにするため、年金支給義務を移転する際に非課税とすること、およびバイアウト後の年金給付を公的年金等控除の対象とする等の措置を講ずることを要望します。

（図表 2 1）バイアウトのイメージ



◎ 企業型確定拠出年金制度における退職時の中途引出し (脱退一時金) について支給要件を緩和すること

企業型確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は、通算拠出期間が短い（５年以下）または資産額が少額（２５万円以下）であること等の要件を満たす場合に限るとされており、原則として６０歳に達するまで給付を受けることができません。

外国籍加入者が帰国して厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合について通算拠出期間が短い、または資産額が少額である場合等に限った措置が、２０２２年５月に施行されましたが、それ以外の外国籍の企業型加入者が国外に転居し厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合、企業型・個人型確定拠出年金の加入資格がなく、加入者として掛金の追加拠出が出来ないにもかかわらず、個人別管理資産に手数料がかかり、場合によっては個人別管理資産が減少する方が発生することや、国外から日本に対して書面の手続きを行わなければならないこと等から、退職時に脱退一時金を受け取りたいというニーズがあります。

また、加入者の被災等により厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合に、一時金を速やかに受け取りたいというニーズがあります。

そのため、上記のような一定の要件を満たした場合に脱退一時金を支給可能とすべく、支給要件の緩和を要望します（図表２２）。

（図表２２） 企業型確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件の緩和

	60歳未満の退職	
企業型 確定拠出年金 制度	【現行】 脱退一時金支給原則不可	【要望】 一定の要件※を満たした場合に脱退一時金支給可

※外国籍加入者の国外転居や加入者の被災等により厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合